

【ポスター発表】

犯罪を起こした就労能力のある知的障害者の就労受け入れに関する 福祉事業所の管理者の意識

—ビニエット法を用いた質問紙調査の解析—

○ 日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科 博士課程 瀧川 賢司 (会員番号: 008487)

山崎 喜比古 (日本福祉大学 社会福祉学部・会員番号: 005041)

知的障害者, 就労, ビニエット法

1. 研究目的

国連の障害者権利条約に批准して我が国の障害者問題は、いわゆる「障害者差別解消法」(2016)を施行することによって新しい段階に入ったと言われる。しかし、この内実を見ると従来から対応困難とされてきた問題が少なからず残されているのも事実である。そうした問題の一つとしていわゆる「累犯障害者」の問題を取り上げ検討することを通して、障害者問題、特に障害者の就労問題への新しいアプローチを試みることにした。

近年、矯正施設における知的障害を有する者の割合が多いことが注目され、矯正施設を退所する際の専門的対応や支援が社会的課題とされている。そこで厚生労働省は、2009年度から地域生活定着支援センターを設置し、いわゆる「出口支援」として、退所後直ちに福祉サービス等につなぐことで社会復帰を支援している。そして、社会復帰するためには、「住居」、「福祉サービスの利用」、「就労」が必要であり、特に「就労」は、生活自立の実現および犯罪を繰り返さないためにも重要な支援である(法務省 2014)。しかしながら、協力雇用主への雇用は約5%程度(法務省 2015)、福祉事業所等への受け入れも20数%であり、犯罪を起こした障害者の就労は進んでいないのが現状である。そこで本研究では、犯罪を起こした就労能力のある障害者の受け入れ側である福祉事業所の管理者における、犯罪別の障害者の就労受け入れ可能性を調べ、就労促進への示唆を得ることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

〈研究の視点〉本研究の特徴は①犯罪を起こした障害者が矯正施設を退所し就労するまでの主な流れを、相談支援→就労移行支援→就労継続支援A・B型及び企業(特例子会社)とし、各事業所の管理者を対象として犯罪を起こした就労能力のある障害者の受け入れに対する意識を明確にすること、②質問紙調査において、犯罪別(窃盗、売春、傷害、放火)の架空事例を読んで判断するビニエット法を用いたことである。これにより、犯罪を起こした障害者を受け入れる事業所別の問題点が明確にできること、および回答者が当事者の具体的なイメージをもって回答ができ、現実に即した結果が得られることが期待できる。

〈方法〉質問では、受け入れ判断の結果とその判断の要因となる項目を回答してもらった。質問紙の送付範囲は各都道府県にある福祉事業所等の数をもとに按分し、全国1460ヶ所に依頼し468通が回収できた(回収率:32.1%)。その内訳は、相談支援事業所:163ヶ所、就労移行支援事業所:61ヶ所、就労継続支援事業所A型:82ヶ所、同B型:91ヶ所、特例子会社:35ヶ所である。得られたデータの解析はSPSS Ver. 23を用いた。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に則り、かつ日本福祉大学の倫理審査委員会にて承認を得た上で、1. 研究協力者に対する尊厳の尊重、2. 研究協力者への十分な説明や研究協力に対する自由の保障、3. 研究等で得られた情報の厳重管理、目的外使用の禁止、4. 研究公開に際し社会的、人道的配慮に十分注意する等などに留意し研究を実施した。

4. 研究結果

図1に相談支援事業所の管理者に対し、犯罪を起こした就労能力のある障害者の相談支援の困難程度を示した。この結果から犯罪歴として、窃盗や売春よりも傷害や放火が相談困難となる程度が高く、80%弱の事業所が困難またはやや困難であると考えていることが分かった。また相談支援事業所のニーズとして再犯予防の前例やノウハウの知識が必要であることが得られた。この傾向は基幹相談の設置の有無に関し統計的な差はなかった。

図2に受け入れる側の福祉事業所として就労移行、就労継続A・B型を統合し（以後、就労系事業所という）、同じく管理者に対して就労受け入れの可能性を調べた。その結果、相談支援事業所の結果と同様に犯罪歴として傷害や放火の方が受け入れ可能性が低いことが分かった。ただし、全体的に相談支援事業所の結果と比較して、受け入れ

への可能性は高く、特に窃盗に関しては80%弱、売春に関しては65%強の事業所が可能性のあることが分かった。これは先行研究の結果(小野 2010)と比べて高い値を示しており、就労系事業所では就労能力のある障害者は潜在的に受け入れやすいことが明らかとなった。さらに傷害や放火の方が再犯の可能性が高いと考えていることも明らかになった。

図3に特例子会社の就労受け入れ可能性の結果を示した。最も高い受け入れ可能性のある窃盗においても約30%であった。特に傷害では受け入れ可能性が10%以下となり就労系事業所と比較して、特例子会社の就労受け入れの可能性はわずかであることが分かった。

5. 考察

犯罪歴に関し、傷害や放火の方が窃盗や売春よりも相談支援や就労受け入れの困難程度が高いことから相談・受け入れの判断に犯罪の種別を考慮していることが確認できた。また再犯の可能性に関しては、法務省の統計では窃盗の再犯率の方が放火よりも高く、管理者の意識と犯罪の実態との乖離も見られた。これは管理者がリスクマネジメント点から、重い罪と考えられる傷害や放火の事業所への影響を回避するためと思われる。その他、受け入れ判断の結果とその判断の要因となる項目との関係等については当日報告する。

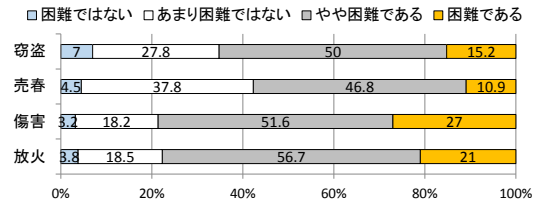


図1. 相談支援事業所の相談支援の困難程度 (N=163)

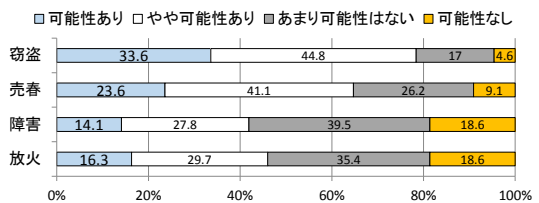


図2. 就労系事業所の就労受け入れ可能性 (N=234)

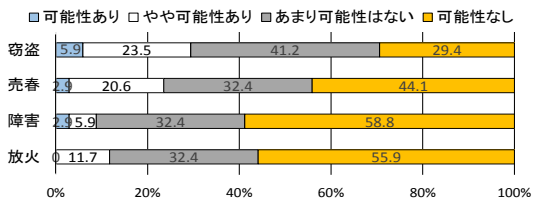


図3. 特例子会社の就労受け入れ可能性 (N=35)